

八千代市の人事行政について

地方公務員法第58条の2及び八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和6年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数について

(1) 職員の任免について(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 採用者数 | 退職者数 |
|------|------|
| 68 人 | 48 人 |

※ 採用者数は令和6年4月1日～令和7年3月31日までに入庁した数

※ 退職者数は令和6年4月1日～令和7年3月31日までに退職した数

(2) 職員数について(令和6年4月1日現在) ※教育長は除く。

単位:人

| 部局 職種 | 市長 部局 | 議会 | 選挙管理 委員会 | 監査 委員 | 農業 委員会 | 教育 委員会 | 消防 本部 | 上下 水道局 | 合計 |
|------------|-------------|----|-------------|----------|-----------|------------|-------------|-----------|---------------|
| 事務系 | 575 (9) | 12 | 6 | 5 | 5 | 89 (8) | | 31 (1) | 723 (18) |
| 技術系 | 92 | | | 1 | 1 | (1) | | 26 | 120 (1) |
| 栄養士 保育士 | 142 (10) | | | | | 4 | | | 146 (10) |
| 技能 労務系 | 29 (5) | | | | | 4 | | 3 (1) | 36 (7) |
| 医療職 関係 | 52 (1) | | | | | 1 | | | 53 (1) |
| 教育 関係 | | | | | | 30 | | | 30 |
| 消防職 | 1 | | | | | | 232 (12) | | 233 (12) |
| 合計 | 891 (25) | 12 | 6 | 6 | 6 | 128 (9) | 232 (12) | 60 (2) | 1,329 (42) |

事務系職種…一般事務, 司書, 社会福祉士, 精神保健福祉士, 学芸員

技術系職種…土木, 建築, 化学, 電気, 機械, 言語聴覚士, 心理士, 児童指導員

技能労務系職種…守衛, 用務員, 自動車運転手, 機械操作手, 作業員, 給食調理員

医療職関係職種…看護師, 保健師, 理学療法士, 歯科衛生士

教育関係職種…教育公務員(指導主事など)

※()内は, 再任用短時間職員数であり, 外教です。

(3) 退職管理の状況について(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

①退職した職員の退職事由

| 退職事由 | 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | 死亡退職 | 合計 |
|------|------|------|------|------|-----|
| 人数 | 8人 | 6人 | 33人 | 1人 | 48人 |

②退職した職員の再就職状況

| 就職先 | 八千代市 (再任用) | 千葉県 | その他 |
|-----|---------------|-----|-----|
| 人数 | 15人 | 2人 | 31人 |

2 職員の給与の状況について

トップページ→市政情報→市政運営→人事行政・給与→「八千代市の給与・定員管理等」

をご参照ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

(1) 職員の勤務時間

① 市役所本庁・教育委員会庁舎・消防本部などに勤務する職員

| 1週間の勤務時間 | 1日の勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|----------|---------|-------|--------|------|
| 38時間45分 | 7時間45分 | 8時30分 | 17時15分 | 1時間 |

② 休日に開館する施設の職員(公民館・図書館など)

| 4週間の勤務時間 | 1日の勤務時間 | 休憩時間 |
|---------------------------|---------|------|
| 155時間00分(1週間あたり平均38時間45分) | 7時間45分 | 1時間 |

③ 隔日勤務職員(消防署など)

| 4週間の勤務時間 | 1当務の勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|-------------------------------|----------|-------|---------|--------|
| 155時間00分 (1週間あたり平均38時間45分) | 15時間30分 | 8時20分 | 翌日8時30分 | 8時間40分 |

④ 交代制勤務職員

| 職種 | 区分 | 5週間の勤務時間 | 1勤務の勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|----|-----|-------------------|----------|--------|---------|--------|
| 守衛 | 日勤 | 193時間45分 | 7時間45分 | 8時15分 | 17時15分 | 1時間15分 |
| | 夜勤 | (1週間あたり平均38時間45分) | 7時間45分 | 17時00分 | 翌日8時45分 | 8時間00分 |
| | 日夜勤 | | 15時間30分 | 8時15分 | 翌日8時45分 | 9時間00分 |

(2) 休日・休暇等

- ① 休日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日が市の休日となっています。
- ② 年次休暇 年次休暇の日数は、一の年度について20日。ただし、年度の中途において採用された職員のその年度の年次休暇の日数は、採用された月によって定められています。
- ③ 病気休暇 職員は、以下の場合に病気休暇を取得できます。

負傷又は疾病により療養を要する場合
期間 療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間(原則として、連続して90日を超えることはできない。)

- ④ 特別休暇 職員は、以下の場合に特別休暇を取得できます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断
期間 その都度必要と認める期間

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合
期間 その都度必要と認める期間

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
期間 その都度必要と認める期間

裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
期間 その都度必要と認める期間

職員の分べん
期間 医師又は助産師の証明に基づく分べんの予定日以前8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間の中で職員が請求した期間

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。
(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
期間 1週間を超えない範囲内での都度必要と認める期間

選挙権その他公民としての権利の行使
期間 その都度必要と認める期間

配偶者の分べん
期間 配偶者の分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過する日までの期間内において3日を超えない範囲で必要と認める期間

生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女性職員の生理

期間 2日を超えない範囲内で必要とする期間

職員が生後満1年に達しない子を育てる場合

期間 1日2回 1回30分

父母の祭日

期間 慣習上最小限度必要と認める期間

忌引

期間 職員の配偶者 10日
// 実父母・子 7日
// 祖父母 3日など

職員の結婚

期間 5日

夏季

期間 6月1日から10月31日までの期間に8日間

妊産婦である女性職員が受ける母子保健法に基づく保健指導又は健康診査

期間 妊娠6月まで4週間に1回, 妊娠7月から9月まで2週間に1回, 妊娠10月から出産まで1週間に1回, 出産後1年以内に1回(医師等の特別の指示があった場合には, いずれの期間についてもその指示された回数)とし, その都度保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間

通勤に利用する交通機関の妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる混雑

期間 1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間

妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ, 休息又は補食をする場合

期間 その都度必要とされる時間

職員の福利厚生

期間 その都度必要と認める期間

職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い, 又は配偶者, 父母, 子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で, 当該申出又は提供に伴う必要な検査, 入院等

期間 その都度必要と認める期間

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 地震, 暴風雨, 噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- (2) 障害者支援施設, 特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し, 若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて市長が別に定めるものにおける活動
- (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか, 身体上若しくは精神上の障害, 負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

期間 一の年度において5日の範囲内の期間

小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が, その子の看護(負傷し, 若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るために必要な予防接種若しくは健康診断をその子に受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

期間 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては, 10日)の範囲内の期間

配偶者が分べんする場合で, 当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が, これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合

期間 配偶者の分べんの予定日以前6週間(多胎妊娠にあつては, 14週間)に当たる日から分べん日後8週間目に当たる日までの期間の中で5日の範囲内の期間

配偶者, 父母, 子, 配偶者の父母その他市長が別に定める者で負傷, 疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の市長が別に定める世話を行う職員が, 当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

期間 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては, 10日)の範囲内の期間

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

期間 一の年度において5日(不妊治療に係る通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては, 10日)の範囲内の期間

- ⑤ 看護休暇 看護休暇は、職員の配偶者、2親等内の親族の疾病または負傷により看護を行う必要が生じた場合、1回の申請で3年間限度として与えられます。(無給休暇)
- ⑥ 就学期子育て休暇 子が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満8歳に達する日以後の最初の3月31日まで、勤務時間の始めまたは終りにおいて、1日2時間以内、部分休業が取得できます。(就学期子育て休暇部分は無給)
- ⑦ 育児休業・部分休業 満3歳に達するまでの子について、育児休業が取得できます。また、子が小学校に就学する前まで、勤務時間の始めまたは終りにおいて、1日2時間以内、部分休業が取得できます。(育児休業・部分休業部分は無給)

(3) 人事評価

職員の能力開発及び人材育成を主眼に置き、具体的事実及び客観的基準に基づいて的確に職員を評価することにより、公平・公正な人事管理を行うため人事評価を実施しています。

○人事評価実施人数(令和6年度中)

| 対象職員 | | | | | 実施人数 |
|--------|---------------|--------------|-------------|--------------|--------|
| | 職員数 4月1日時点 | 年度途中 の退職者 | 育休・ 休職者等 | 年度途中 の採用者 | |
| 1,318人 | 1,388人 | △13人 | △62人 | 5人 | 1,318人 |

4 職員の分限及び懲戒処分の状況について

分限処分と懲戒処分は、いずれも職員に対する不利益処分ではありますが、それぞれ意味は異なります。

(1) 分限処分

分限処分は、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、地方公務員法第28条及び八千代市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき処分が行われます。

○分限処分者数(令和6年度中)

単位:人

| | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|---|----|----|----|----|
| 法第28条第1項第1号(勤務実績が良くない) | | | | |
| 法第28条第1項第2号(心身の故障により、職務遂行に支障又はこれに堪えない) | | | | |
| 法第28条第2項第1号(心身の故障のため、長期の療養を要する) | | | 92 | |
| 法第28条第1項第4号(職制、定数の改廃又は予算の減少により、廃職、過員を生じた) | | | | |
| 法第28条第2項第2号(刑事事件に関し起訴された) | | | | |

※「法」…地方公務員法

※同一の者が複数回にわたって処分された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、地方公務員法第29条及び八千代市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき処分が行われます。

○懲戒処分者数(令和6年度中)

単位:人

| | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|------------------------------------|----|----|----|----|
| 法第29条第1項第1号(地方公務員法, 同法に基づく条例規則等違反) | | | | |
| 法第29条第1項第2号(職務上の義務違反, 職務を怠った) | | | | |
| 法第29条第1項第3号(全体の奉仕者にふさわしくない非行) | | | | |

※「法」…地方公務員法

(3) 矯正措置

矯正措置は、懲戒処分に至らない非違行為について、地方公務員法等に基づかない指導・監督上の措置です。(令和6年度中に矯正措置を受けた職員は2人。)

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法では、サービスの根本基準として、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない（第30条）とされ、その勤務についての規律を維持するため、職員としての義務や行為等の制限を負っています。

サービスの宣誓（法第31条）

新たに採用された職員は、公務員が全体の奉仕者であることを自ら確認するために、サービスの宣誓をしなければなりません。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）

法治主義国家のなかで、公務員は法律の執行者であること、また行政が規則正しく能率的に遂行されることを確保するため、職員は、法律や条例、上司の職務上の命令に従う義務があります。

信用失墜行為の禁止（法第33条）

職員は、住民の信頼にこたえるにふさわしい品位を保つため、職場内外問わず、公務員としての信用を傷つけることや、不名誉となるような行為をすることは禁じられています。

秘密を守る義務（法第34条）

職員は、職務の厳正公平な執行のため、職務上知りえた秘密（個人的・公的問わず）について、在職中または退職後においても、守る義務があります。

職務に専念する義務（法第35条）

職員は、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。（法律や条例に特別な定めがある場合を除く。）

○職務専念義務の免除承認状況

（令和6年度中）

| | |
|--------|------|
| 申請件数 | 816件 |
| うち承認件数 | 816件 |

政治的行為の制限（法第36条）

行政の中立性と安定性を確保するため、職員は、一定の範囲の政治的活動を行うことが制限されています。

営利企業等の従事制限（法第38条）

職務に専念する義務を果たすため、また、公正に職務を遂行するため、職員が営利企業などに従事することは、禁じられています。〔任命権者（市長等）の許可を得た場合を除く。〕

○営利企業等の従事許可の状況

（令和6年度中）

| | |
|--------|----|
| 申請件数 | 9件 |
| うち許可件数 | 9件 |

争議行為等の禁止（法第37条）

職員は、全体の奉仕者であることから、憲法に定める労働基本権（団結権、団体交渉権、争議権）の一部または全部が制限されています。

※「法」…地方公務員法

6 職員の研修の状況について

八千代市では、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを自覚し、意欲をもって職務に取り組むことができ、時代の変化に対応できる柔軟な発想と行動力を備えた人材の育成を推進するため、「八千代市人材育成基本方針」及び「八千代市人材育成アクションプラン」を策定し、八千代市にふさわしい職員の育成を図るため、体系的かつ計画的に職員研修を実施しています。

求められる職員像

- * 市民から信頼される職員
- * 責任を持って仕事をする職員
- * 高い見識を有する職員
- * 市民の立場で発想する職員
- * 経費と効果を常に意識する職員

研修体系

① 職場研修

日常の執務を通じて、実務上の必要な知識、技能などを習得させることを目的として実施します。

② 職場外研修

ア 一般研修

(a) 新規採用職員研修

新たに採用された職員を対象に、職員としての基本的役割と責任を自覚し、職務を正確に遂行させるために必要な知識や技術の習得を図るほか、職場への適応力を養成します。

(b) 一般職員研修

中堅までの職員を対象に、職務の遂行に必要な知識や技能、判断力を習得させるとともに市政についての視野の拡大と問題解決能力の向上を図ります。

令和6年度受講者

新規採用職員研修Ⅰ
65人
新規採用職員研修Ⅱ
62人

令和6年度受講者

| | |
|------------|-----|
| 主事研修 | 23人 |
| 主任主事研修Ⅰ | 34人 |
| 主任主事研修Ⅱ | 34人 |
| 主査補研修 | 34人 |
| 主査研修 | 19人 |
| 副主幹研修 | 9人 |
| 課長研修 | 6人 |
| 再任用職員予定者研修 | 23人 |

イ 特別研修

主として専門的な知識、技能などを習得させ、その実務能力の向上を図ることを目的として実施します。

令和6年度受講者

| | |
|--------------------|------|
| 三市合同研修 | 10人 |
| 普通救命講習 | 30人 |
| 接遇研修 | 37人 |
| 実務研修 | 36人 |
| OA (Word) 研修 | 70人 |
| OA (Excel) 研修 | 104人 |
| OA (PowerPoint) 研修 | 27人 |
| OA (Access) 研修 | 26人 |
| クレーム対応研修 | 68人 |
| ハラスメント防止対策研修 | 30人 |
| 安全運転講習 | 87人 |
| 評価者研修 | 17人 |
| 障害者差別解消法研修 | 21人 |
| 新入職員アドバイザー研修 | 44人 |

ウ 派遣研修

国または、他の地方公共団体、研修機関等へ派遣し、職務に必要な知識、技能などの習得を目的として実施します。

令和6年度派遣先

| | | | |
|-------------|-----|------------|----|
| 公務人材開発協会 | 2人 | 市町村職員中央研修所 | 2人 |
| 千葉県自治研修センター | 42人 | 日本経営協会 | 2人 |
| 全国建築研修センター | 1人 | 自治大学校 | 2人 |

③ 自己啓発

自己啓発は、本人の意欲、主体性があるはじめて可能となりますが、職員が自己啓発に取り組みやすい組織風土づくりやきっかけづくりを行います。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、八千代市職員互助会において、福利厚生事業として、選択型福利厚生委託、自己啓発推進助成、短期人間ドック利用助成、貸付事業などを実施しています。

| | |
|----------------|--------|
| 令和6年4月1日現在の会員数 | 1,329人 |
|----------------|--------|

(2) 職員共済組合

地方公務員法第43条及び地方公務員等共済組合法の規定に基づき、千葉縣市町村職員共済組合及び公立学校共済組合において、職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行っています。

| | | |
|----------------|--------------|--------|
| 令和6年4月1日現在の組員数 | 千葉縣市町村職員共済組合 | 1,326人 |
| | 公立学校共済組合 | 3人 |

(3) 公務災害補償

職員の公務によって起きた負傷・疾病等に対しては、地方公務員法第45条及び地方公務員災害補償法の規定に基づき、地方公務員災害補償基金が設立され、認定・補償業務を行っています。令和6年度中の状況は、次のとおりです。

| | |
|--------|----|
| 認定請求件数 | 8件 |
| 認定件数 | 8件 |

(4) 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市当局が適当な措置をとることを要求することができますが、八千代市においては千葉縣市町村公平委員会が事案の審査、判定などの事務を執り行っています。当公平委員会から報告された、令和6年度中の状況は、次のとおりです。

| |
|-----------|
| 該当する案件なし。 |
|-----------|

(5) 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して不服申立てをすることができますが、八千代市においては千葉縣市町村公平委員会が事案の審査、裁決などの事務を執り行っています。当公平委員会から報告された、令和6年度中の状況は、次のとおりです。

| |
|-----------|
| 該当する案件なし。 |
|-----------|

8 その他

(1) 障害者の雇用について

障害者の雇用を促進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めにより、市町村等の機関のうち、一定の数以上の職員（除外職員あり。例．消防吏員等）が配置されている任命権者（八千代市では市長，教育委員会，上下水道局）は，障害者である職員の任用状況を都道府県労働局に報告する義務があります。八千代市では任命権者の枠を超えた障害者雇用率制度の適用を受け，3機関全体での障害者の任用状況を報告しています。

○障害者の雇用の状況について（令和6年度，千葉労働局への報告数値）

| 雇用率 | 市長部局 | 教育委員会 | 上下水道局 | 全 体 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 1.99% | 3.62% | 1.6% | 2.28% |

(2) 安全衛生管理組織の設置及び委員の選任について

職員の健康や安全で快適な職場環境を保持するため，労働安全衛生法の定めにより，一定規模の事業場ごとに，安全衛生管理組織の設置及び産業医，衛生管理者，安全衛生推進者などの選任が義務づけられています。

○選任・設置状況について（令和6年度） 単位：か所

| | 選任すべき事業場数 | うち選任事業場数 |
|----------|-----------|----------|
| 安全管理者 | 1 | 1 |
| 衛生管理者 | 18 | 18 |
| 安全衛生推進者等 | 38 | 38 |
| 産業医 | 18 | 9 |
| 衛生委員会 | 18 | 18 |